

各県立学校長 様

保健体育課長

学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る留意事項について

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり標記に係るこれまでの方針を改めて周知する事務連絡がありました。

当該事務連絡を踏まえ、学校における留意点を下記のとおりまとめましたので、併せて御確認いただき、適切に御対応いただくようお願いいたします。

記

1 マスク着用について

学校生活におけるマスクの着用の考え方については、令和4年5月26日付け教保体395号「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（通知）」及び令和4年6月10日付け保健体育課事務連絡「夏季における児童生徒のマスクの着用等について」のとおりとなりますので、改めて御確認いただくようお願いいたします。

2 濃厚接触者の特定について

濃厚接触者の特定（出席停止や臨時休業の考え方）については、令和4年3月28日付け保健体育課事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応（更新）」のとおりとなります。

なお、濃厚接触者相当の者の特定と際して、「学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等」が要件の一つとなっていますが、感染者と接触があったことのみを理由として、児童生徒等や教職員に対して登校や出勤を制限する必要はないこと、また、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者相当の者と特定するのではなく、引き続き、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から総合的に判断することに御留意願います。

【参考】

- ・学校の感染症予防に関すること（埼玉県教育委員会）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/coronavirus/kansensyoyoubou.html>

担 当	健康教育・学校安全担当	脇田・龍野
電 話	048-830-6963	
E-mail	a6960-02@pref.saitama.lg.jp	